

令和3年度

## いなざわ事業者げんき補助金

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた小規模事業者が実施する売上・収益改善のための新たな取組み、感染症予防対策を支援します。

補助割合

補助対象経費の **1 / 2**

補助上限

**15万円**

1事業者

期間合計

### <補助対象となる事業・対象経費の例>

- ・飲食店で新たに宅配サービスを導入し、新聞折込みでPRする  
→ 決定後12月までに支払う宅配委託料、チラシ印刷費、新聞折込料
- ・ホームページを改修し受付フォームを設定、24時間の受注を可能とする  
→ ホームページ改修・システム作成委託料、システム対応のPC導入
- ・コスト削減のため新規調達先確保を目指して東京の展示会を見学する  
→ 交通費、宿泊費、新規調達の試用品について負担した送料
- ・従業員の感染予防のため、工場内の換気設備等を増強する  
→ 換気扇取替工事費、空気清浄機・サーキュレーター購入費

\*\*\* 補助対象となるかは、Q&Aを確認、または御相談ください \*\*\*

補助対象経費：新商品・サービス開発費、広告宣伝費、設備導入費、委託費（ホームページ開設費等）、ほか新たな取組み、または感染予防対策に係る直接経費

- ① 交付決定を受けてから契約、購入し、令和3年12月までに支払う経費が補助の対象
- ② 見積書ほか購入予定の物品・契約内容を示す書類の提出が必要。ただし、単価3,000円未満の消耗品は、見積書に代えて購入計画書で申請可能
- ③ 単価3,000円未満の消耗品費は、補助対象経費で30,000円(補助額15,000円)が上限
- ④ 感染予防対策は、稲沢市内の事業所において実施するもの

対象外となるもの：従前からの事業経費（感染予防対策に係る支出を除く）、役員・専従者の人件費、国、県ほか補助金の交付を受ける対象経費

上記例での  
対象外経費



- ・新たに実施する宅配サービスの記載がないチラシ・メニューの印刷代
- ・従来からのホームページメンテナンス料、サーバ使用料
- ・展示会会場への往復以外の交通費、試用後の仕入送料の負担分
- ・市外の作業場に設置されている換気機能付エアコンへの取替費

事業期間：令和3年6月 1日(火)～12月31日(金)

受付期間：令和3年5月20日(木)～9月30日(木) 決定は先着順

<申請手続き等の詳細は裏面をご確認ください>

## 令和3年度いなざわ事業者げんき補助金 申請書類等について

令和2年度の実施内容からの変更点・留意点

補助目的 : コロナ禍で打撃を受けた小規模な事業者への継続的支援として、売上・収益改善のための新たな取組み、感染予防対策に対し補助します。

対象経費 : 事業者が行う新たな取組み、感染予防対策に係る直接経費で、仕入代等の原価とならないもの。感染予防対策は、市内店舗・事務所・工場で施工・設置されるものが対象。

対象者 : 次のいずれにも該当する事業者

- (1) パートを含む従業員数が20人以下の個人事業者・小規模な営利法人
- (2) 稲沢市の個人住民税、法人市民税の課税があり、市税の未納がないこと

補助金額 : 補助対象経費として交付決定を受けた支出の2分の1 (千円未満切捨て)

補助金額上限 15万円 (補助対象経費で30万円が上限)

ただし、商品単価3,000円未満の消耗品は、補助対象経費で3万円が上限

事業期間 : 令和3年6月1日(火)～12月31日(金) 7ヵ月間

※5月31日以前の支出、交付決定前の支出は対象外(遡りはできません。)

申請書類が揃ってから、交付決定までに2週間程度かかります。

受付件数 : 200～300件 ※予算枠3,000万円に達したら受付終了

※令和2年度は、受付開始から22日後に申請合計が予算枠に達しました。

200件×10万円の予算枠で215件を受け付けました。

受付期間 : 令和3年5月20日(木)～9月30日(木)

※6月初旬に事業開始する場合は、申請内容の事前確認を受けてください。

受付時間 : 上記期間の平日 午前8時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く)

受付場所 : ① 稲沢市役所本庁舎2F 商工観光課 〒492-8269 稲沢市稲府町1

② 稲沢商工会議所 shoko@city.inazawa.aichi.jp

③ 祖父江町商工会 (②～④への申請は、各会員事業者のみ)

④ 平和町商工会

接触機会低減のため、郵送、電子メールで申請を受け付けます。郵送の場合は、①へ申請してください。郵送、電子メール後、2週間以内に連絡がない場合、到着を確認してください。

申請書類 : 以下の書類を揃えて申請してください。一部の書類のみでは受け付けできません。

※必要書類のうち、交付申請書は、市ホームページからダウンロードするか、受付場所で受け取ってください。申請内容によっては、追加資料をお願いする場合があります。

- (1) 交付申請書 (押印不要)・事業計画書
- (2) 購入予定の物品・契約内容を示す見積書、設計書、カタログ等の写し  
(単価が3,000円未満の消耗品は、見積書に代えて購入計画書の提出が可能)
- (3) 決算書・確定申告書
  - ・個人事業者 : 令和2年分の確定申告書、青色申告決算書または収支内訳書
  - ・法人事業者 : 直近決算に係る貸借対照表、損益計算書※税務申告した資料が提出できない場合、別に指定する資料の提出が必要です。
- (4) 令和3年3月以降小規模事業者持続化補助金等の国、県ほか公的機関の補助金を申請・申請予定の場合、当該申請書(補助申請しない方は不要)

<問合先> 稲沢市 経済環境部 商工観光課 0587-32-1346 ・ 32-1332